

決算審査特別委員会

日 時 平成28年9月21日（水）

午前9時～午後0時4分

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）
説明員 財原建設課長、高橋上下水道室長、安達次長、段塚社会教育室長、
久城住民課長、松本人権センター館長
書 記 岩崎事務局長、川上主任

○山本委員長 おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、最初に、建設課及び教育課より提出のありました資料の説明を求めます。

まず、建設課からお願いをいたしますが、1枚物の資料があります。日南町簡易水道施設給水量の推移という資料がございますが、この資料について説明を求めます。

財原建設課長。

○財原建設課長 おはようございます。建設課のほうからは、先般の決算審査特別委員会の簡易水道事業の特別会計におきまして、資料提供として漏水の状況というような趣旨で資料提供ということがございましたものを、今お手元にお配りしている日南町簡易水道施設給水量の推移ということで取りまとめてお配りして……（発言する者あり）ない。

（「ここにはない」「前、前」「先日」「先日送った分です」「先日です、先週送った」「きょうじゃない」と呼ぶ者あり）きょうじゃないですよ、もう送ってあります。こういった表です。お手元にありますか。（「ちょっと待って、ないもんどこだ」「まあまあいいよ、進めてください」と呼ぶ者あり）この資料につきまして御説明いたします。

この集計表につきましては、町内の簡易水道施設11施設に分けまして、この表の一番上、給水人口、給水戸数、年間の給水量、水をつくる量です。それと有収水量、これは水道料金として徴収した水量に値します。それと無収水量、これが主に漏水等、料金に賦課されない水量ということで、各11施設、上から多里、笠木、茶屋の順で、施設ごとに水量を集計したものです。横軸には、平成27年から、前年度から過去5年にわたりまして、平成23年度までの推移をあらわしたものです。

町全体としましては、一番下段になりますけれども、年間の給水量、つくりました水は

45万6,000トン、料金として徴収しました有収水量は38万5,000トン、この相差の約7万652トンが無収水量として漏水やその他等料金が賦課されない水という状況になっております。この各施設の状況ではありますが、特に多里地区においては無収水量が3万7,000トン、年間にすると44%の漏水に該当する量になっております。その他の施設につきましては、おおむね10%を目安にして維持管理しておりますが、一番下段の、特に白谷をごらんください。白谷におきましては、26年度が年間給水量が8,005トンが、27年度で1万2,303トン、無収水量も214トンから3,937トンに上がっております。ここにつきましては、この区域につきましては、年間で約4,000トンもふえております。基本的に、町内ほぼ人口なり人家の戸数とかはさほど変化はありませんので、大体つくる量、配る量、水の量につきましては、年度ごと、さほどの変化はありませんが、この白谷におきましては、4,000トン、1年で上がってるということで、漏水があつてるという認識ではありますけど、なかなか今、調査中ではありますけど、まだ原因の箇所まではたどり着いてはいません。ただ、今のところ給水にする量に関しましては、施設の能力があるということで耐えられておりますけども、これが渇水のような状況になるということになりますれば、漏水箇所の特定等きちんとして施設の修繕にいくというような流れになっております。

概略ですが、そういったことで報告させていただきます。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして、質疑、意見ございますか。

荒木委員。

○荒木委員 先ほど報告がありましたけども、多里地区と、それから白谷地区が著しい漏水がありますよね。だけん、有効水量に対して無効水量と10%ぐらい違う、ほぼ近いぐらいの漏水が思われると思います。それで、実際にこういう数字が出てるわけですから、今まで例えば道路を検査をして回っているとか、普通、通常夜間が多いんですけども、車の通行量少ないですから昼間でも、例えば実際に職員が行って調べた経緯がありますか。それをちょっと伺います。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 特に多里地区におきましては、従前から30%を超える漏水量になるということでありまして、これまで、23年あたりから5カ所は漏水箇所を見つけて修繕はしております。ただ、それをもつてもまだこの量が漏水をしてるという状況であります。全体的な夜間の一斉とか、水を使わない時間に調査するっていうのが、議員御指摘のと

りの原則ではありますが、なかなか夜までは徹底はしてはやっておりませんが、これまで施設の点検なり現場に行ったときの確認ということで漏水箇所を特定しようと努力はしております。ただ、この量につきましては、年間3万7,000トンではありますけど、時間当たりにすると、時間当たり4トン程度です。その量は蛇口に、風呂をためる量で換算したら4戸から5戸分というようなところで、その区域全体ですれば漏水箇所の特定っていうのが1カ所でそういった量がありますとわかりやすいですけども、施設全体で、管路全体でということになりますと、なかなか見つけられないのが現状ではありますけど、昨年度に施設の固定資産等も把握して、管路のほうもほぼほぼ把握しておりますので、そういったものを使いながら漏水箇所の特定は今後とも努めていきたいと思っております。

○山本委員長 よろしいですか。

○荒木委員 済みません。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 管路についてですけども、きちっとした管路がわかるような体制に実際なっていますか。私、いろいろ聞いたときに、果たして、昔のでわからないというような回答が今まで何回かありましたが、台帳の整理なり、工事をすれば必ず当然写真なんか撮るわけですから、その辺についてはどうでしょうか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 そもそも施設につきましては、昭和の30年代からつくられた施設を、これまで管路につきまして本管等の布設がえ等をやって実施してきております。昨年度の資産台帳を整理する段階で、管路図、そういったものは既存の資料をもって何年度にどこの区間を施工したかという資料は整理が今やっと終わったところです。ただ、その管路を布設がえして新しくしましても、末端の枝管等は古い管を接続してるというような状況がありますので、本管の漏水とかになりますと古い管を主にしていきたいと思っておりますし、ただ、枝管になりますと、その次に、先ほど、漏水量とすれば、水道の蛇口を数戸分ひねった量だということもありますので、そういったところから末端のほうも漏水がないのかというのを確認していきたいというふうに考えます。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 本管のほうはきちっと施工して、今の答弁で、要するに宅内部分、本管からつないだ宅内部分、メーターまでの漏水が考えられるということですか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 基本的に宅内側はメーター器からの先の話ですので、各家庭の月々に使われる水の量の推移によって漏水があるのかっていうのは、使われる方側のほうからわかってくると思います。ただ、今回の漏水はその本管、それから本管からメーター器までの枝管、そういったところで起こってるものだと考えておりますので、特に多里地域全体には、本管は新しくても枝管は古いというところが多々ありますので、そういったところを点検していくということになると思います。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 そうしますと、済んだ工事はいいですけど、これからの工事に対して本管からメーターまで、枝管の部分を接続する前にテストする必要がある、工事として出てくると思うんですが、どうでしょうか。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 管路の修繕工事なり配管のし直しというときにも一度断水しますので、そういった場合においても修繕箇所以外に、経路の途中にないのかあるのか、そういったものも確認を努めていきたいと思います。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 私が申し上げたいのは、工事として、例えば本管があって、この家にはこうつながりますよね。今の話だと、本管からその家のメーターまでの漏水が考えられるということですよ。接続する前の。だから、本管は漏ってないけども、本管から分けて家のメーターに行くまでに漏水が考えられるということですよ。そうしますと、これからの工事は、本管の分けてそのメーターまで、つながかえが必ず必要ですから、だけんそのときに検査をしなければいけないんじゃないですかという。

○山本委員長 財原建設課長。

○財原建設課長 御指摘の点ですが、本管を、管路をやり直した後は耐圧テストということで、負荷をかけて漏水がないのかっていう試験を、たしか1日をかけて24時間負荷をして、どの程度水圧が下がるとかというような試験をします。そういったところで、それにつきましては施工に間違いがないのか、きちんと管がつながれて漏水がないのかっていう確認をするんですけども、その場合にも枝管にも負荷がかかっておりますので、そういったところで工事でやり直したところには漏水がないというのは確認していております。そういったものを集めまして、最終的に検査ができてない古い管、そういったものの漏水の場所を特定していくというふうに努めていきたいというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。

久代委員。

○久代委員 関連で質問します。簡易水道はずっとこの間、石綿管等の改修も含めて、本管をやり直すということをやってきたわけです。今度、公営企業法の適用の関係で、固定資産の台帳に当然、メーター前までは町の管理ですから、町の資産ですから、メーター前までをきっちり評価していく必要があると思うんですよね。その点で、今あった本管と、本管以外の支管といいますか、メーター前までの配管についても、やっぱりきちっと固定資産に上げていかなければいけないと思うんですが、その点については、やはり今の老朽している施設の実態も、今度の公営企業法の中でやっぱりきちっと、実際に古い管がどれだけの、あるのかということも含めて、きちっと資産として上げていかなきゃいけないというふうに思いますが、その点についても確認をしておきたいと思います。

○山本委員長 高橋室長。

○高橋室長 久代議員から御質問ありました簡易水道の資産整理ということでございますが、水道の管につきましては、先ほど言われました本管以外にもメーターまでの支管、枝管といいますか、その管についてもあわせて町の管理ということで資産台帳の項目には上げておりますし、管の口径別または事業の年度別に分けてそれぞれ資産台帳のほうを昨年度整理をしたという形にしております。これをもとにしまして、今後修繕がありましたら、その分をまた数字の見直しを行いましたり、仮に、昨年度調査しました部分の修正等がございましたら、また適正に台帳の整理を行っていきたいというふうに思っております。

○山本委員長 よろしいですか。

そのほかありますか。

ないようでしたら、続きまして、教育課から説明をお願いをいたしたいと思います。資料としましては、お手元に、日南町美術館所蔵作品佐武コレクション1というのがあると思いますが、この資料についての説明をお願いいたします。

安達教育次長。

○安達次長 おはようございます。先日の決算審査委員会で、美術館の収蔵品、資料の請求がありましたので、リストを提出させていただきました。お手元の資料のとおりですが、御質問の中で、購入、寄贈、寄託の分類ということもありましたが、美術館のほうでは展覧会のことを考えて、画家ごとのリストであるとか、あるいは作品の種類ごとのリスト、その中では、美術館に入った年度ごとの並べというような形がありまして、御質問の購入、

寄贈、寄託別のリストというのは作成をしておりませんので、御了承いただけたらなというのを思います。資料を見ていただいて、御指摘をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○山本委員長 ただいまの説明につきまして、質疑、意見ございますか。よろしいですか。村上委員。

○村上委員 済みません。美術品がたくさんあるわけですけども、うちの美術館として収蔵できる能力というのはどれくらいあって、基本的に寄託の部分が結構多いと思うんですけども、そこら辺の取り扱いと、うちへの収蔵品との、どうかな、整合性というのか、重点的にうちのを大事にせないけんとか。いずれこれだけあれば、収蔵倉庫あたりだつて、多分満杯になるんじゃないかなというぐあいに思いますけども、そこら辺のことについての検討はどうでしょうか。

○山本委員長 安達教育次長。

○安達次長 現在の収蔵庫もかなりいっぱいになってきているように見ております。寄贈されたものは収蔵するわけですが、寄託されたものを返還をしてはという話も聞いておりますが、長い間、すばらしい作品で寄託をしている美術品については、寄託から寄贈をお願いをされたりということもありますので、今、寄託をしているものを全てお返しするということは今のところ考えておりません。ただ、寄託をしていて、それを持っておられる方が引き取られるという例は今までもありますので、その場その場でまた考えていきたいということを考えております。（発言する者あり）失礼しました。まだ大丈夫ですが、かなりいっぱいになっているというふう把握しております。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

ないようでしたら、資料についての説明は以上にさせていただきます。

建設課の皆様、教育課の皆様、退席をしていただいて結構です。お疲れさまでした。

そういたしますと、本日までの聞き取りの中で、そのほか質疑、聞き取りの漏れとかございますでしょうか。

荒木委員。

○荒木委員 住民課の、この間、現地の視察を総務のほうでさせていただきました。そのことも踏まえて、浄化槽についてももう少し詳しく伺いたいのですが、ちょっとページ数を今出しますので、ちょっと待ってください。

○山本委員長 住民課の事業名は何になりますでしょうか。

○荒木委員 ちょっと待ってください。住民課の67ページ。

○山本委員長 67ページの。

○荒木委員 67ページの清掃センター浄化槽保守点検委託料というのがございます。これについて少し伺いたいと思うんですが、どうでしょうか。

○山本委員長 わかりました。

そうしますと、住民課の久城課長に出席をしていただいておりますので、ただいまの質問の趣旨がわかりますでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。

荒木委員。

○荒木委員 それでは、質問の趣旨ですけど、まず、回答をいただいております。まず、その回答を説明していただけますか、それについて質疑いたしますので。（発言する者あり）いや、みんなもらっとらんかい。

○山本委員長 荒木委員、総務の委員会……。

○荒木委員 しかないですか。

○山本委員長 でのお話でありまして、全体で認識がありませんので、そのことをもう少し詳しく説明をしてから質問をしていただけますでしょうか。（「質問してから」と呼ぶ者あり）

○荒木委員 質問してからですか。（「うん」と呼ぶ者あり）じゃあ、もう一度最初から。

○山本委員長 はい。（「どこかいな、清掃センター」と呼ぶ者あり）

○荒木委員 まず、67ページの清掃センターに係る業務で、浄化槽の維持管理保守点検料という項目がございます。これが5万1,000円という金額が見てありますが、これの内訳を教えてくださいませんか、まず。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 ただいまの御質問でありますけれども、清掃センターには浄化槽が2つございます。その2つの点検料、いわゆる10人槽にかかわるものが1万9,942円、それから30人槽にかかわるものが3万2,886円ということで、その2基分の点検ということになります。ただし、30人槽のほうは、いわゆる雨水専用の浄化槽になりますので、法定点検は含んでおりません。いわゆる業者に機能の点検だけを行っていただいております。それに係ります点検料ということで御理解いただきたいと思います。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 浄化槽が2基あって、1基は、当然建築基準法に係る浄化槽に関する点検を

しなければならない浄化槽です。もう1基の点検は、何に基づいて点検されてるのでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 これは清掃センターの建設そのものにかかわる問題でして、いわゆる汚水を場外には出さないようにという地元との協定がございます。そういったような関係で、いわゆる場内の雨水というのはやはりいろいろ汚れますので、それを一旦ためて浄化して、場外に排出しとるというものであります。したがって、1基の30人槽といいますが、いわゆる浄化槽法の法定検査にかかわるものではないという認識でおります。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 そうしますと、今、委託されている業者は、浄化槽法に係る点検業者ですね。ですから、これ自主点検でも別に構わないんじゃないでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 おっしゃるとおり自主点検でもできなくはないと思います。ただ、そういったような専門的能力が一切ありませんので、今度は30人槽といえども、いわゆる機能低下をしていく可能性もありますので、毎年検査を行っていただいております。それは場外に汚水を出さないためということで御理解いただければと思います。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 じゃあ、そうしますと、雨水を30人槽で、雨水と場内の水を処理してるということですね。はい。そうしますと、今、もう1基の浄化槽は単独槽の10人槽がついております。そうしますと、生活排水はどこで処理されてますか。流しとか手洗い場とか、そういう水はどこで処理していますか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 10人槽のほうというふうに認識しておりますけども、済みません、ただ、確証がありませんので、それは確認させていただければと思います。あくまでも30人槽は、いわゆる場内汚水の浄化のためというふうに認識しております。ちょっとただ、ここにそのデータを持って上がっておりませんので、それは確認させていただきたいと思っております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 じゃあもう一つ。30人槽の管理をした書類的なものはきちっといただいているわけでしょうか。要するに法律で決められた管理をする必要のない浄化槽ですので、ど

のような点検をされて、要するに今、5万1,000円のうちの3分の2がその30人槽の費用になってるわけですね。ですから、それについてどんな管理をしてあるのかという報告義務がないわけですが、それはどういうふうな管理をされてるか伺います。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 まず、保守点検を行っていただいております。済みません、それも資料を持って上がっておりませんので、その保守点検料の金額に消費税を乗じたものをお支払いしております。あと、10人槽につきましては、当然、浄化槽法の第1条の検査結果というのは、これは保健事業団のほうからいただいております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 じゃあ、はっきりわからないわけですから、後で資料として出していただいても結構です。

もう一つさっきの、最初の、要するに単独槽には生活排水というのは入れることはできないわけですか。それも踏まえて、資料で結構です。

○山本委員長 資料の提出を求めて、要するに単独槽であるかということが1点と、もう一つは、30人槽の点検の内容の内訳ということの2点を資料を提出してほしいということでございます。ですよ。

荒木委員。

○荒木委員 ですから、じゃあ、生活排水はどこに流してあるかということが当然あります。それも含めて、回答をお願いします。

○山本委員長 休憩にしますか。課長さん、どのくらい時間かかりますか。

○久城住民課長 みません。担当者がちょっと外出しております。

○山本委員長 15分ぐらい。

恵比奈委員。

○恵比奈委員 先ほど、私の聞き違いだったかもしれませんが、場内汚水を浄化する浄化槽から出た水は、いただいた資料には冷却水として使用しますというふうに記載してあるんですが、場外へ流されているんでしょうか。

○山本委員長 久城住民課長。

○久城住民課長 当然冷却水として使って、それをまた今度は、また同じ浄化槽に帰っていく、一応、基本的には循環をさせますけども、オーバーフローした水というのは浄化槽

からどうしても出てしまいますので、そういうことで全く場内だけにとどまっとるわけではないということで御理解いただければというふうに思います。

○山本委員長 よろしいですか。

そうしますと、先ほどの資料の作成につきまして時間をとりたいと思いますので、ここでしばらく休憩とします。再開は9時45分から再開をしますので、よろしく願いをいたします。

〔休 憩〕

午前9時33分～午前9時45分

○山本委員長 会議を再開します。

久城住民課長。

○久城住民課長 まず、生活雑排水が10人槽、30人槽、どちらに入っとるかということでありますけれども、30人槽のほうにそれは入っております。したがって、10人槽のほうにつきましては、し尿処理のみということで確認をさせていただきました。

あと、点検内容につきましては、済みません、今、担当も出かけておまして、申しわけありません。業者、委託しとる会社に確認して、その点検内容、ファクスで送っていただくようお願いいたしましたので、後ほどまた資料提供のほうはさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、そのほかございませんか。（「住民課のはない」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、久城課長、退席をしていただいて結構です。お疲れさまでした。

久代委員。

○久代委員 総務課で、調書の35ページで、人権施策です。資料、先日いただいて、単位組織活動補助金の決算について、それぞれ全国、県、西部地区等、大会に出張された明細はわかりましたが、地区活動費の2地区の10万8,000円ですよね。これについて、どのように支給されているかという点と、それから、35ページの上段の集会所管理委託料等として26万円、集会所の管理委託料が出されています、支給されています。これについて、現在、2地区ということですが、猪子原と上三栄の集会所ですね。集会所がほとんど、私が見る限り、使用されていないじゃないかなというふうにも思いますが、その使用実態も含めて、もう一度お聞きしておきたいというふうに思います。以上、2点

です。

○山本委員長 そういたしますと、担当課のほうに上がっていただいて、説明を受けるということですね。

○久代委員 はい。

○山本委員長 事前に聞いておりませんで連絡をしておりませんが、いかがいたしましょう。また休憩をして上がってもらうということになります。

後ほどの資料提出じゃだめですかね。（「あさってだ、あさってだ、ほんなら、きょういけにゃああさってだ」と呼ぶ者あり）あさってする。（「下に協議せにゃあ」と呼ぶ者あり）そうですね。本日、意見の取りまとめを行いたいと思いますので、聞き取りは終了したいとは思いますが。

○久代委員 だって決算審査の間は一応待機してもらうようになっとうだけん。

○山本委員長 ただいまの質疑につきまして、担当課と協議をしたいと思いますので、10時まで休憩をとりたいと思います。その後について、また相談をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔休 憩〕

午前9時49分～午前10時

○山本委員長 会議を再開します。

担当課の都合によりまして、休憩を15分延長いたしまして、10時15分から再開をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

午前10時～午前10時15分

○山本委員長 会議を再開します。

そうしますと、総務課の人権センター管理運営事業、もう一つは、人権施策推進事業について、久代委員から質問がありましたので説明をしていただきたいと思います。

松本人権センター長、お願いします。（「簡単でいいよ」と呼ぶ者あり）

○松本人権センター館長 失礼いたします。まず、地区活動費でございますけれども、こちらのほうの使途ですけれども、ふれあい文化祭などで餅つきとか披露していただいております、そういった費用ですとか、あと、全国大会に出席していただいた後の資料等、記録集でございます、そういったものに使っていただいております。

次に、24万の委託料でございますけれども、こちらのほうは神福上の集会所の委託料

でございます。鍵のあけ閉めですとか、内部の掃除、または草刈り等、そういったことでお世話になっておりまして、その経費でございます。

それから、集会所の利用のほうです。神福のほうですけれども、平成26年度が大体12回、それから27年度が15回、御利用いただいているというような状況でございます。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 最初に答弁があったこの地区活動費ですよ。2地区となっておりますが、それぞれの地区に、特定の地区に補助金として出したということですから、ふれあい文化祭ですか、何か今さっき説明があったけど、ちょっともう少し詳しくこの10万8,000円の根拠、説明していただきたいと思います。

○山本委員長 松本センター長。

○松本人権センター館長 詳しい数字はここにはちょっとお持ちしておりませんが、餅つきでしたら、はっぴの、どういったらいいですか、クリーニング代ですとかお米代ですとか、そういったもんが必要になります。そういった形でお使いいただいておりますし、また、全国大会の資料代のほうですけど、数カ月たちましたら記録集が出されますので、それを購入していただいて、また勉強していただいているということでございます。

○山本委員長 よろしいですか。

久代委員。

○久代委員 それと、先ほど委託料、決算資料の上段ですけども、それぞれ集会所の管理委託ということですが、ふだん、要するに自治会単位でない集会所、いわゆるそれぞれの班にもいろんな集会所があるわけですけども、それは基本的には掃除あるいは草刈り、維持管理はそれぞれの地域の班あるいは自治会によって維持管理されているわけだけでも、2つの地区に維持管理費として出されることの理由について説明をしてください。

それと、上三栄のこの集会所自体は、どのように今使用されていますか、詳しくそれも説明してください。人権センターは人権センターで別にあって、上三栄の集会所もあるわけだけでも、どのように今、実際に利用されているのかということも説明願いたいと思います。

○山本委員長 松本センター長。

○松本人権センター館長 まず、施設の利用の内容でございますけれども、当然班での利用もでございますけれども、日南町の総合防災訓練ですとか、また神福上の自治会さんとしても御利用いただいているということでございます。

それからもう一点でございますけれども、やはり以前からの経過で、ここでまた人権に関する事業をしていたということもございまして、そういった流れの中で出させていただいてるということでございます。

○久代委員 人権センターの隣の地域について説明して。

○山本委員長 上三栄の集会所の利用状況についての説明をお願いいたします。

松本センター長。

○松本人権センター館長 上三栄の利用状況でございますけれども、人権センターの近くでございますので、センターのほうで管理のほうをさせていただいております。利用の状況でございますけれども、まず大きいものとしましては、ふれあい文化祭で展示物を展示しているということでございます。また、毎年ではありませんけれども、日野上まち協さんのほうでしめ縄づくりなどを行われるときがありまして、そういったときにも御利用いただいております。

○山本委員長 よろしいですか。

○久代委員 はい。

○山本委員長 発言要求ボタンが、いいですか。

○久代委員 よろしいです、間違い。

○山本委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでしたら、松本センター長、退席をさせていただいて結構です。お疲れさまでした。

以上で聞き取りを終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、お手元に配付いたしました平成27年度決算審査意見委員長提案をごらんをいただきたいと思っております。

これまでの審査の過程で出されました意見及び委員より提出されました意見をもとに、私が文案をつくってみました。これについて御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。なお、先ほどの建設課、教育課の説明、住民課もあわせて、説明事項についてもあわせて検討いただきたいというふうに思っております。事前に見ていただいたとは思っておりますので、まず1番から読み上げて、その後、意見をいただくという形でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、1番、未収金について。一般会計、特別会計の一部、日南病院事業会計

において、前年度に比べ未収金が増加している。職員研修は実施されているが、町税等未収金取り組み会議は年1回しか開催されておらず、積極的な取り組みとは言いがたい。未収金が増加すれば、適切に納付している町民に対して公平性を欠くことはもちろん、納税意欲にも悪影響を及ぼすことが懸念される。町税等未収金取り組み会議において対策を検討、実行し、未収金減少の実績を求めたい。伯耆町の取り組みを紹介されたように、延滞金の徴収についても検討すべきであるといったしましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

惠比奈委員。

○惠比奈委員 いいと思いますけれども、一番下段の延滞金の徴収については、私はそこまですることはないというふうに、しても計算上のことだけになるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山本委員長 という意見がありました。（発言する者あり）

伯耆町の取り組みといいますのは、延滞金があるお方に申請をしていただいて、その免除をしてもらおうと、延滞金を徴収しないという形をとると。それがないときには、延滞金を徴収するというふうに説明をいただいたように記憶をしておりますが、延滞金のある方にそのことを認識をしていただくという意味もあるというふうに私は考えましたので、そういう取り組みについても検討してほしいというふうにまとめておきましたが、いかがでしょうか。（発言する者あり）じゃなくて、その認識を促すということです。

福田委員。

○福田委員 ちょっとこれいいですけどね、伯耆町の取り組みを紹介したようにという、あそこちょっとほかの文章にならんかいね。

○山本委員長 他町の例という形でも。他町の例をということで。

○福田委員 他町の例。（発言する者あり）

○山本委員長 えっ。

○福田委員 他町じゃなしに。

○山本委員長 例えば。

惠比奈委員。

○惠比奈委員 委員長のおっしゃることもわかりますけれども、実際問題、事務の手間がふえて郵券代もたくさんかかって、認識をしてもらおうということは大切でしょうけれども、ただ単に認識に終わってしまっても実績は上がらないというふうに思います。（発言する者

あり)

○山本委員長 私、時効にも関係するというふうに考えておりました、延滞金がありますよということだけでは時効はとまりませんので、こういうお金がありますということをご本人に承認といいますか、認証ですかね、していただいたときには、その時点で時効がとまるというふうに私、理解しております、そういう認識を持っていただくことによって、その時効の成立も延ばせるというふうに、この聞き取りをして思ったところであります。

惠比奈委員。

○惠比奈委員 そういうことでしたら、町税等未収金取り組み会議の内容でもありますけれども、未納のある方全員に1年に、せめて1回は直接接触されることが必要だろうというふうに思います。延滞金の計算をしなくても、当然出かけて行って相対でお話をして認識していただくということができるというふうに思いますが、いかがでしょうか。(発言する者あり)

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 延滞金っていうのは税の、町税条例とか、当然そういうものにきちんと明記してあるわけですから、あえて触れなくてもいいことだろうと思います。その申請によってそれを徴収しないとかなんとかいうことは、議会側として考えることではないと。しっかりと町民税負担の公平性、もちろん滞納したものについては延滞金もつくということは一般的に常識的なことだろうと思いますので、そこはそれでいいと思いますが、惠比奈委員が言われましたように、取り組み会議の会議そのものもですけども、やっぱり実行を確保していただくと、法的手段も含めて、徹底した徴収について努力を願いたいと思います。

○山本委員長 聞き取りの中では、延滞金は徴収していないということでありましたので、あえてこういう文章を入れたのですが、皆さんの意見が必要ないということでしたら、削除するというふうにとと思いますが。あえて最後に書いております未収金減少の実績を求めたいというところで、先ほど坪倉委員が言われましたような徹底した徴収に努めていただきたいというところをさらに私は強調したつもりであります。前年度よりも未収金を減らしてほしいという意味合いで文章を入れておりますので、こういう形ではどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。(発言する者あり) はい。

それでは、伯耆町以下を削除するという形でよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃあ、それを削除して……。

古都委員。

○古都委員 済みません。上から3行目の、1回しか開催されておらず、積極的な取り組みとは言いがたいというやわらかい表現になっておりますが、1回ですので、積極的ないう言葉にひっかけるなら、取り組みでないぐらい厳しく言ったほうがいいんじゃないかと。

○山本委員長 取り組みではないというか、言いがたいと……。

○古都委員 うん。積極的な取り組みではないって言い切ってしまう。（「取り組みと なっていないきついこと言うけど」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 はい。それでは、取り組みとな……（発言する者あり）古都委員の意見は、積極的な取り組みとは言いがたいを、積極的な取り組みとはなっていないに変えたらという ことですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そのように訂正をさせていただきます。

そのほかございますか。

ないようですので、2番目に移ります。

主要施策の成果及び財産に関する調書について。監査意見において、P D C Aサイクルの重要性が指摘されているが、現在の調書では、ドウ、実行とチェック、検証評価が1つ になり事業実施状況の記載となっている。成果指標の達成度を、例えばA、B、Cであら わすなど、評価欄を設けることによって、チェック、検証評価を明確化でき、次年度以降 の事業計画をアクション、改善することが容易となる。P D C Aサイクルを確立し、有効 な予算執行を行うためにも調書の改善を求めたいというふうにしましたが、いかがでしょ うか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、3番、企画課ですが、観光振興対策事業について地域づくりアドバイザー から新しい企画の提案がされておらず、また、その活動に地域的な偏りが見られる。全 てのまちづくり協議会に積極的に出向いて活動をされたい。また、地域づくりアドバイザーの業務が観光に重点を置くものでよいのか。この制度を続けるかどうかも含め、再検討 をすべきであるとしましたが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）よろしい ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、4番、企画一般管理事務。鳥取大学との連携事業について。鳥取大学と の連携が10周年を迎えたが、単なる学生のフィールドワークの場所提供ではなく、日南 町として希望する調査研究テーマについて、1年限りでなく、継続した取り組みを求めたい。大学との日程調整等が主な業務である職員派遣は、通信手段の進歩、所属課内での日

常業務が増加している現状を考慮すると、派遣日数の減もしくは廃止を検討すべきである
としましたが、いかがでしょうか。

惠比奈委員。

○惠比奈委員 一番下から2行目のところ、派遣日数の減もしくはというところをあっさり削ってしまっただけだと思いますが、いかがでしょうか。当初に比べると、派遣日数は減らしておられるわけで、あっさり廃止を検討としたほうがいいのではと思いますが。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長 考慮すると、廃止を検討すべきであるというふうに、間を削ればということではありますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

では、廃止とすべきであるという形でまとめたいと思います。

そうしますと、5番、住民課。環境保全対策事業について。環境審議会は、環境施策を調査、審議する重要な機関であるが、年1回しか開催されていない。本町の環境保全及び創造のため、積極的に取り組む審議会となるよう努められたい。環境立町推進協議会へ支出されている補助金の使途は、協議会本来の活動趣旨とはいえない。環境学習と実践を広く町民に啓発していくために、きめ細やかで地道な活動が求められる。活動内容を見直して、住民主体の組織とすべきである。まめな水を平成23年度から年間3,000本製品化し、平成27年度までの販売分が約5,500本、視察等利用分が7,100本となっているが、中途半端な活用状況となっている。その後の事業展開について、廃止を含め、見直すべきであるとまとめましたが、いかがでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 中途半端な活用状況っていうのはどういう趣旨でありましょうか。

○山本委員長 これは私が答えてよろしいでしょうか。

惠比奈委員。

○惠比奈委員 これちょっと私が意見を出したんですけれども、中途半端といいますのは、当初の目的が備蓄の水にする、行政調査に来られた、視察に来られた方に出す、そして、私としては一番大きな目的は、まめな水を日南町をアピールするために使うということでした。その一番私が大事だと思っている面が一番行われていないように感じましたので、中途半端きわまりないというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○山本委員長 という形ではありますが。具体的に書くと、なかなか長く文章になってしまいますので。（発言する者あり）今思ったんです、その後の事業展開というのは、今後の

というふうに変えたほうがいいかもしれません。（「何にかかっとうかわからん」と呼ぶ者あり）はい。今後という形でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、農林課、6番。（発言する者あり）

坪倉委員。

○坪倉委員 その前のとこ、環境審議会、これも年1回が必ずしも悪いとは思わないってわけです。1年間の環境施策、例えば28年度どう進めていくのか、環境基本計画にのってどう進めていくかっていうところの議論が、例えば予算編成時点であっても、その前でもいいですけども、情報提供がされてしっかりとした議論がなされておれば、それは1回でも構わん、特別なことがない限りそれでいいと思うんですけども、やっぱり審議会の中身です。環境基本計画や実行計画についてしっかりとした情報提供がされて真剣な議論がされておるかどうかが一番の問題だと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 私も今、同僚委員と同じで、環境審議会自身は町長の諮問機関で、本当に町長がこういう内容についてどうなのかということで、そういったことが全く見えてません。あくまで所管の住民課が表をつくって、そのまま説明してるだけの会になっとるし、委員の方には申しわけないんですけど、大変いろんなところからの団体からも出ておられますけども、何か形骸化されて、ただ単に会議をやってるだけと。予算計上でも2回ということも明確にしておられるんですけども、2年続いて1回しかされてないということになっておりますので、それでもっと、主たる環境立町審議会と、環境の表の中では一番、町の執行部と審議会と環境立町審議会と3つのスクラムになっておりますんで、この連携がとれてないということも指摘したいと思いますので、この上の内容については私は同調いたします。

○山本委員長 上のほうですね、そうしますと。環境審議会のところの文言をどうするかということですが、しっかりした情報提供をされて議論を、議論。

坪倉委員、どのような文章にしましょうか。後半の辺だと思んですけど、積極的に取り組むとはのあたりに文言を入れていうところですが。十分な情報提供をされて感ぜずかね。積極的に議論をされてという形ですかね。（発言する者あり）もう少し文言をつけ加えたいというのが坪倉委員の趣旨だと思いますが。何か適当な文言が。（発言する者あり）じゃあ、次に進む間にということでもいいですね。

じゃあ、ちょっとこれは宿題ということにして、次にとりあえず進んでみます。

農林課の6番といたしまして、林業一般管理事務、日南町山村情報事業業務委託料について。NPO法人フォレストアカデミージャパンへ山村情報事業業務が委託されているが、山林情報収集は、電話調査10件、訪問調査7件のみである。これでは十分な調査とはいえない。また、林業、地域情報の発信のため、「日南の森林（もり）だより」を毎月発行しているが、年間発送部数は約300部程度である。事業目的を達成するため、委託先を見直すべきであるといったしましたが、いかがでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 この項目ですけれども、28年度当初予算の審査で、町がやるべき事業だということを明言をしております。それとの整合性で、町があくまで、28年度予算、ことしの3月の意見からすると、委託先の見直しではなくて、町が行うべきだというふうにせんと、整合性がとれないということですが、本当に町が直接そういう業務、必要性も含めて、いま一度議論する必要があるかなと思います。

○山本委員長 という意見でございますが、いかがでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 あと、森林組合の委託という方法も一つは委託先の変更ということであると思いますが、森林組合であっても組合員でない山主さんもかなり、かなりという表現が適当かどうかわかりませんが、相当人数おられるということからするとということも加味する必要があるのでかなと思います。

○山本委員長 という意見ですが。

久代委員。

○久代委員 同僚議員もおっしゃいましたが、単純にフォレストアカデミージャパンが行っている業務を森林組合に丸ごと委託するのかということと、さっきあった町が情報発信してくこと、やっぱりある程度検討していくべきだというふうに思います。特に、ことしの広報7月号でも、ことし初めて山の日が設けられて、町報としてもかなり、町広報では林業政策について一般的な情報提供をかなり詳しくされてます。そういう町が担う、森林組合員以外の全山林の地権者ですよね。それに対しては町がきっちり行うべきだと思うし、やっぱり森林組合は、今回、7月末までにアンケートをとられたように、やっぱり森林組合としての施業の集団化とかいうことを進められているので、やっぱり森林組合は森林組合で独自にやられる必要がある事業もあるわけです。ですから、フォレストアカデミージャパンが今行っている点は、ここに指摘されているので、やっぱり全般的に不在村地主の

問題も含めて、再検討すべきだというふうな意味合いのほうがいいじゃないかなというふうに私は思いますけども。

○山本委員長 事業目的を達成するため、再検討するべきという、最後の文言を再検討という文言にするわけですか。ただいま坪倉委員は、最終的に……。

久代委員。

○久代委員 ですから、フォレストアカデミージャパンが今、行っている業務内容は、町もやっているし、森林組合もやっておられると、やり始めておられるしということなので、今のフォレストアカデミージャパンの委託そのものを見直すべきだということなら。

○山本委員長 委託先ではなくて委託をですか。

○久代委員 委託を見直すということのほうがすっきりするじゃないかなというふうに思います。

○山本委員長 という意見でありましたが、委託先ではなくて委託を見直すべきであるという。（発言する者あり）はい、3月の予算審査の特別委員会の意見も加味してるということです。

よろしいでしょうか。（発言する者あり）じゃあ、委託先ではなくて委託を見直すべきということで、訂正をさせていただきます。

そうしますと、7番、ゆうきまんまん構想推進事業うまい野菜の里づくり事業についてですね。ゆうきまんまん構想推進事業の助成金対象は販売実績が必要であり、うまい野菜の里づくり事業の野菜種苗費用助成対象は、販売予定があればよいということでは公平とはいえない。助成対象の基準を再検討すべきであるといったしましたが、いかがでしょうか。よろしければ。

うまい野菜は123ページ。ゆうきまんまんは113ページですか。（発言する者あり）聞き取りの中では、こういう説明ではありましたが。

久代委員。

○久代委員 この資料の113ページによると、例えば水稻、販売野菜については堆肥助成がトン2、700円ということで、家庭菜園についてはトン2、000円ですよね。具体的に、助成の中身について記述ある程度したほうがよりわかりやすいと思うんですけどもね。この表現だと、具体的に何が問題なのかという、じゃあ堆肥助成も一律単価を2、700円にするのかということも含めて、もう少し具体的な助成の中身について触れたほうがより住民にとってもわかりやすいと思いますけども、どうでしょうか。

○山本委員長 どのような意見が出ましたが、どういたしましょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 はっきりと認識はできておりませんが、ゆうきまんまんのほうは販売実績が必要ということ、これ前年の販売実績があればいいということなんですかね。家庭菜園に単価の700円の違いはあるにしても助成がされておるということからして、ちょっとその辺の実態を、ちょっと認識が不足しておりますが、どうでしたでしょうか。

○山本委員長 聞き取りの中では、その年度の中で販売実績という説明であったと思いますが、実態についてはちょっと把握をしておりませんが。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 担当課長の説明の中で、3月31日か4月1日かわかりませんが、年度をまたぐ場合についての議論をしたわけですね。その回答の中で、片方はいわゆる次の年度、堆肥なんかは、いわゆる4月以降のために投入する、その実績はどうですかと。それから種苗費についても、同じように4月以降に栽培するものを前年度中に購入した場合は対象になるのかならないのかと、4月1日以降に購入しなければいけないのかというような、いわゆる対象物がほぼ年度をまたがるもの同士で、基準が違うということを指摘したわけですね。

そのときの課長の見解は、こっちはこっち、こっちはこっちということで、同じ目的、いわゆる野菜生産、稲もですけども、の中で考え方が違うのはおかしいという指摘したら、すっきりとした答弁なかったわけで、今後そういうのが整理されればいいし、それから今、皆さんおっしゃってました家庭菜園については販売実績はないわけで、片一方にはそれに補助が出ておると。片一方はだめだよと。そこら辺が野菜生産振興という観点からいうと、たくさんできたから売る場合もあるし、予定しとったけどできなかった場合もあるわけです。そこら辺の基準を明確にされてはどうかという意見を申し上げたわけで、今回、どうしてもこれに記載されなくても、そこら辺を農林課のほうが全体的な生産振興に対する基準の統一というやな形でも、具体案でなくてもいいのかなというふうには思っております。

○山本委員長 という意見でございましたが、上げなくてもよいという意見であったというふうに思いますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

では、7番は削除ということで、上げないということにいたします。

続きまして、介護サービス事業特別会計について。日南町の介護サービス事業を提供する社会福祉法人日南福祉会は、介護士などの人員不足による事業所閉鎖や国の介護報酬の

大幅な引き下げにより、経営状態が一段と厳しくなっている。これまで、日南町はあかねの郷などの介護施設の建設に係る経費を、町の起債償還計画により施設の使用料として負担を求めてきたが、平成27年度の使用料負担2,795万3,000円を1年繰り延べるようになった。減免か繰り延べか早急に結論を出すべきであるといいたしましたが、いかがでしょうか。

大西委員。

○大西委員 この件につきましては、ことしの3月議会並びに全員協議会で山内理事長も来られて説明されて、そのときは1年を繰り延べすることに決まったということになるので、これ決算のあれなのでこれは削除すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○山本委員長 という意見が出ましたが、いかがでしょうか。

久代委員。

○久代委員 初めて決算において繰り延べということになりました。確かに日南福祉との関係は、今後話を執行部も詰めていかれるとは思いますが、やっぱり町として本当に起債残高の3分の1を、一度決めたから将来にわたってこれを負担すべきだという考え方がやっぱり基本にはあるわけですよ、基本には。それは変わってない、だから繰り延べしたわけですよ。だから、残債は当然27年度繰り延べたら28年度には負担していただきますよという考え方には基本は変わってないけども、ことしの予算の審査の中で、やっぱり負担割合についても検討すべきだということが入っていたと思うんです、たしか。去年の決算の中で意見も出ていました。私は単純に繰り延べで本当にいいのかどうなのか。やっぱり町としても早急に結論を出していくべきだというふうに、今の経営状況のことも考えながら結論を出していくべきだということで、意見として上げたいと思います。

○山本委員長 という意見でございましたが。

近藤委員。

○近藤委員 ここに書いてありますけど、減免か繰り延べかということで、今、久代委員がおっしゃられました、果たして繰り延べでいいのかという意見にも賛同できますし、それから減免でいいのかというのにも疑問を感じますし、そういう観点からいったらほかのいろんな、まだこれ以外の、ここでは2つに限定しとるわけですけど、これ以外の何か方法論もあらへんかというような考えもあるわけですし、だけん、双方話し合いを密にして、よりよい解決を、抜本的解決という形で解決を望みたいと思いますけど。

○山本委員長 古都委員、いいですか。

久代委員。

○久代委員 例えばこの利用料の根拠ですよね。現におおくさ荘とかグループホームのあさひの郷、1床9ユニットはもう閉鎖してるわけです、昨年度。そういう中で、やっぱり負担は求めているわけです、利用料負担は。だから、その試算そのものが確かに指定管理は契約で受けているけども、それは福祉会が職員をうまく採用できなかったからだとはい、一概には言えないというふうに思うんで、この利用料負担の根拠そのものが違うのではないかと。金額そのものも、近藤委員からありましたけど、一部減免も含めて全額減免ということもですけども、既に施設が利用されていない状況の中で負担を求めている額については、やっぱり問題があるじゃないかということも含めて、意見として述べたいと思います。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 同僚議員からいろいろな意見が出ておりますけども、冷静に考えてみますと、いわゆる国からの金の基準も変わったり、人が足らなったり、いろいろな背景はあるにしても、当該の施設は今、人員体制等も検討して、いわゆる減免や繰り延べでない償還をするという方向で努力しておられるわけでありまして。今期定例会にも町長が、いわゆる黒字が出た分には税金がかかるんで云々、処理の仕方がまだあったなというような疑問も発言された経過もあります。したがって再建に向けて今、真っ最中でありまして、もうしばらく方向性を見定めて、減免するのか免除するのかという判断をしないと、黒字が出たときに、出る可能性もあるわけですので、今回はここまで言わなくてもいいんじゃないかなと私は思っております。同僚議員の意見も聞いてみたいと思います。

○山本委員長 という意見でございますが、そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと……。

坪倉委員。

○坪倉委員 昨年3月の27年度予算審査のときには、一定の基準を設けて負担金の引き下げが必要であると明言してる。ことしの3月では、支援を強化されたいというふうな表現しております。そういう議会の意見に対して町長は、単年度の状況を見て支援を行うと。福祉会の経営が立ち行かないような状況はつくらないというふうな、町長の考えを披露されて実行されてきとって、ある程度議会としても、そういうことを決議はないわけですが、全員協議会なり本会議の答弁で理解をしたっていうか、納得をせざるを得ないという状況なのかわかりませんが、ある程度理解はしてる状況からすれば、今後の町長と福祉会との協議によって、引き続き介護事業の継続と施設の維持管理は適切に行われるだろうという

判断をせざるを得ない。そうすると、この意見というのは、あえて今の段階で上げる必要がないのかなというふうに思います。

○山本委員長 という意見でございましたが、賛成、反対ありますが、いかがいたしましょうか。多数決でよろしいですか。（「多数決で、うん」と呼ぶ者あり）

そうしますと、意見も出尽くしたということで、多数決で決めたいと思いますが、この意見を取り上げるべきと思われる方の起立を求めます。意見を取り上げるべきという。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 1人、はい。

では、この意見は取り上げないということで削除とさせていただきます。

そうしますと次に、日南町病院事業会計について。日南病院が身近な自治体病院として、長年にわたり医療・保健・福祉の中核施設として果たしてきた役割は大きく、高齢化の進展により、発症率が高くなる整形外科の診療日をふやすことや、小児科の常勤医体制により、安心して子育てができるよう医師を早急に確保すべきであるといったしましたが、いかがでしょうか。

福田委員。

○福田委員 この病院の管理、ちょっと難しいと思いますけど、これまでいろいろと病院に対しては物申していたと思います。小児科も確かにあったのがやめた、やめたからまた次呼ぶというようなこと、なかなかできんと思います。そして医師の確保ですが、なかなかあれこれ手を打っても、なかなか日南町は来てもらえんという実態であります。いつだかの卒業のある先生方来てもらう、おるんだという話でやってましたけど、これも途中でやめて帰られたという話があります。なかなか医師の確保が難しいと思いますよ。単に議会から医師を医師を言うてもね、やっぱり医大の関係等々ありますので、もうちょっとこれを検討すべきでないかと思いますけど。

○山本委員長 という意見でございますが、いかがでしょうか。

古都委員。

○古都委員 これも私、先ほどと同じようなことなんですけども、非常に努力も見える部分もあるわけです。全国的な問題で医師や看護師が不足しとるという状況の中で、ここも東奔西走かわかりませんが、あちこちに行って確保に努めておられるのは感じられます。そういうことで、再建半ばでありますのでもう少し様子を見て、確認といいますか、努力をしていただいて、方向性がもう見えなくなれば、やはり議会としても意見を述

べるべきですが、まだその半ばだというふうな判断を私はしとりますので、さっきと同じようにもうちょっと状況を確認してからのほうがいいのではないかなというような気がしております。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 この意見は私が提出いたしましたので、意見を述べさせていただきます。

ここに書いてあるとおりです。さっき同僚議員が、執行部もいろいろ努力していると言われましたが、やはりこの病院事業会計を今回審査するに当たって、やっぱり患者数、人口の絶対数の減少はありますが、やっぱりその要因だけではない。整形の診療日が週に1日しかない、その1日だけに患者が突っかける。待機時間が長くなる。そういう具体的な問題がやっぱり出ているわけです。

それと、小児科医の常勤医が平成20、2年半前ですか体制がなくなってから、非常に子供の数も確かに減ってはいるわけですが、常勤医がないということでやっぱりほかの病院に移られると。それをもって保護者の方も一緒に転出されるというふうな悪循環にもなっているわけで、それをやっぱり病院に対してきっちり医師を確保する、診療日もふやすよう努力していくということをあえて申し上げたいなというふうに思って、私のほうから意見として出させていただきました。以上です。

○山本委員長 ということでございますが、皆様の御意見をお聞かせください。

恵比奈委員。

○恵比奈委員 私も、基本的にはこの意見と同じですけれども、ただ医師を確保してください、してくださいといってもなかなかかなえられない現状といわれる、皆さんの今、言われました福田委員の気持ちもわかります。医師は確保していただかなければいけないんです。努力していただいておりますけれども、たちまち今すぐにこの医師がないという状況を、どうやってカバーできるかということをやっぴり私は考えていただきたいんです。事務長が近隣の病院と連携をとってということと言われましたけど、そういうことではなくって、日南病院の中でどのようにしてそこをカバーしていくかということ、やはりホームドクターなんですから、日南病院は。そここのところを一番に考えていただきたいなという気持ちがあります。

○山本委員長 という意見でございましたが、恵比奈委員の趣旨は、この今の案とは大分離れた感じではあるとは思いますが。ちょっと文章変えていかないと難しいとは思いますが。

久代委員。

○久代委員 確かに大学病院の医局等との関係もあって、医師の確保というのは非常に微妙な問題があるということは、そのほかの自治体病院にも、私この間、日野病院とか岩美町の病院とか、自治体病院の医師の実態もお聞きしました。特に今、厚労省が拠点病院のことでプランを今年度末に出すようにしています。その点からも、どこにどういう診療科を置くとか、医師をどうするかということで、やっぱり厚労省自体も拠点病院化ということで検討もされてる経過もあって、非常に難しい問題があります。ただやっぱり、本当に日南病院として求められている、ここの文言にあえてこういう形でまとめざるを得なかったのは、ほんなら外科医とか内科医とか、じゃあどうなのかということもいろいろありますけども、やっぱり当面急がれるのは診療日をふやすとかいうことじゃないかな、そういう表現しかなかなかできなかつたことが実際にはあって、誰をどういうふうに確保していくのかということまで、あえて具体的にはこういう表現の仕方しかできなかつたということがあることを、御理解願いたいというふうに思います。

○山本委員長 そのほか意見ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

といたしますと、先ほどと同じように、このことについて多数決で決したいと思いますが、この意見を取り上げるべきと思われる委員の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 賛成2名でありますので、この項目につきましては削除をさせていただきます。

以上、意見案といたしました。先ほどの5番の環境保全対策事業のところの環境審議会の部分に、何か文言を足したいという意見でありましたので、ここでしばらく休憩をさせていただきますと思いますが。

坪倉委員。

○坪倉委員 その件ですけども、2行目のところ、環境基本計画及び環境実行計画の着実な推進のために審議の充実を求めるというふうにすればと思います。

○山本委員長 済みません、もう一度ゆっくり発言をしていただけませんか。ちょっとメモが間に合いませんでしたので。

○坪倉委員 2行目の本町のつていうところから、環境基本計画及び環境実行計画の着実な推進のために審議の充実を求める。

○山本委員長 環境基本計画と実行計画でしたっけ。環境基本計画と環境実行計画の着実な推進のために。結びはどげでしたっけ。

○坪倉委員 審議の充実。

○山本委員長 審議の充実を求めたい。環境基本計画と環境実行計画の着実な推進のため審議の充実を求めたい、でよかった。本町の、は入るんですか。要らんですか。

古都委員。失礼しました。

○古都委員 なかなか聞き取りにくかったものですから、休憩をとっていただいて、正文をつくっていただいて議論したほうがいいと思います。これまで若干の手直しもあるようですので、午前中に。

○山本委員長 そうしますと、11時40分まで休憩をしたいと思います。あと15分できますかね。じゃあ、45分までの休憩といたします。

〔休 憩〕

午前11時20分～午前11時45分

○山本委員長 会議を再開します。

先ほどの意見をいただいたものに対しまして、若干訂正といえますか、修正をさせていただきます。

お手元の資料の4番であります。企画一般管理事務、鳥取大学との連携事業について後半部分ですが、いろいろと書いておりましたが、最後の1行ですね。大学との日程調整等が主な業務である職員派遣は必要ないというふうに短くまとめさせていただきましたが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、5番ですね。環境保全対策事業の2行目ですね。本町のというところは本町をとりまして、環境基本計画及び環境実行計画の着実な推進のために審議の充実を求めるといたしました。よろしいでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その環境立町のところですが、裏のページの3行目のところですけど、ちょっと言葉を少し変えております。活動内容をとありましたが、活動内容の見直しと住民主体の組織とすべきであるというふうに。組織へ改革すべきである。済みません、訂正をしてください。住民主体の組織の後に、組織へ改革すべきである。あれ、何枚も資料があつて申しわけございません。変わっておるそうです。申しわけございません。（発言する者あり）平仮名の「し」が抜けておりますね。

以上、指摘をしていただいたところをまとめさせていただきましたが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと誤字、脱字等、もしありましたら若干の修正をさせていただくことがある

と思いますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

そういうことで、決算審査における指摘事項は以上6点におさめたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、このように報告をさせていただきます。

決算審査全般については、以上で終了したいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、ここまで審査を進めてまいりましたが、これより各会計について討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、討論、採決に移ります。

議案第78号、平成27年度日南町一般会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

久代委員。

○久代委員 細かい討論は最終日に行いたいと思いますが、一般会計の中で私いつも指摘しております、この人権施策ですね。先ほど詳しい説明も求めたわけですが、2002年にいわゆる同和対策の関係の法律が完全に廃止されて、国のこういう特定の地域に限った法的な根拠は、いわゆる人権啓発法がありますけども、今、法的な根拠はありません。

例えば集落に、具体的にいわゆる本来の自治組織である住民組織が行うべき仕事を公費を使って支給していると。これは明らかに不公平、不公正な支出だと思います。

あとそのほかの点、先ほども決算審査の意見の中でも出てまいりましたが、あと二、三点指摘して討論をしますんで、よろしくお願います。

○山本委員長 ただいまは反対者からの発言でございましたが、次に賛成する方からの発言を許します。

特にないようでしたら、本会議の中で発言をしていただければと思います。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第78号、平成27年度日南町一般会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

続きまして、議案第79号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

久代委員。

○久代委員 国保会計については、28年度は私、当初予算では賛成しましたけども、昨年の27年度はやはり保険料を基金を使って引き上げるべきだという立場で当初予算にも反対いたしました。特に国保の滞納者が昨年、ほかの会計に比べて未収金も増えています。その原因に保険料が実際に所得の実態に合わせて高過ぎるじゃないかということも申し上げた経過もあります。

よって、私は、国保会計について反対の討論を行いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○山本委員長 ただいま本案に対する反対者からの発言でございましたが、次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

ないようですので、本会議において討論をしていただきたいと思います。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第79号、平成27年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

議案第80号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

〔討論なし〕

○山本委員長 討論を終結いたします。

議案第80号、平成27年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について、承認することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は認定されました。

議案第 8 1 号、平成 2 7 年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

[討論なし]

○山本委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 1 号、平成 2 7 年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定することに御異議ありませんか。

[異議なしと呼ぶ者あり]

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は認定されました。

議案第 8 2 号、平成 2 7 年度日南町介護保険特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

久代委員。

○久代委員 私は、介護保険特別会計について反対の立場で討論を行います。

討論の主な要旨は、保険料の問題です。標準額 5, 7 0 0 円ですけども、やっぱり保険料を生活実態、被保険者の実態から見てもう少し下げるべきだという立場の討論を行います。よろしくお願いします。

○山本委員長 ただいま本案に対する反対者からの発言でございましたが、次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

ないようでしたら、本会議において討論をお願いをいたします。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 8 2 号、平成 2 7 年度日南町介護保険特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山本委員長 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

議案第 8 3 号、平成 2 7 年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

久代委員。

○久代委員 先ほどの決算審査の意見のまとめの中でも申し上げましたけども、やはりまず、利用料として賦課している指定管理にしている日南福祉会に対する利用料の賦課に対して、27年度初めて1年繰り延べということだけども、先ほども申し上げましたように、現に利用していない施設にまで利用料を求めていることも含めて検討をし直すべきだと思うし、それから、やはりこれは決算、5月に会計が締まるわけだけども、日南福祉会が未払い金として決算上、上納していて、本当に先ほど同僚議員から黒字になるのか、最終的に赤字になるのか、最終的な詰めもむしろ町がやっぱり負担金を求める以上、詳しい決算の内容をより詰めるべきだと。最終的に若干黒字になったということ町長はおっしゃっていましたが、それはむしろ町の側から最終的に決算はどうなんだということ、やっぱり緻密な日南福祉会との話し合いが会計閉鎖までになされるべきだったということも含めて、反対の立場での討論としたいと思います。

○山本委員長 ただいま本案に対する反対者からの発言でございましたが、次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

ないようでしたら、本会議において行っていただきたいと思います。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第83号、平成27年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数であります。本案は認定されました。

議案第84号、平成27年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

久代委員。

○久代委員 後期高齢者の医療の特別会計ですけども、広域連合で行うようになってから8年経過して、2年に1度保険料の見直しがあるわけですけども、去年は保険料の見直しがあつて一部上がっています。まず、1番問題は、後期高齢者という75歳以上で年齢を分ける制度そのものに、やはり私は問題があると思うし、今の賦課の方式でいけば、限りなく75歳以上の人口がふえれば保険料が上がっていくという中身でありますので、抜本的にこの後期高齢者医療の保険制度そのものを見直すべきだという立場からの反対の討論

であります。

○山本委員長 ただいま本案に対する反対者からの発言でありましたが、次に、本案に対する賛成者からの発言を求めます。

ないようですので、本会議において行っていただきたいと思います。

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 84 号、平成 27 年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

議案第 85 号、平成 27 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。

〔討論なし〕

○山本委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 85 号、平成 27 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、認定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は認定されました。

議案第 86 号、平成 27 年度日南町病院事業会計決算認定についてを議題とします。

これについて討論を許します。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 86 号、平成 27 年度日南町病院事業会計決算認定について、認定することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

以上で各議案の決算認定について全ての審査を終了いたしました。結果として、議案第 78 号は賛成多数で、79 号は賛成多数で、80 号は全員一致で、81 号も全員一致で、

議案第82号、83号、84号は賛成多数で、85号、86号は全員一致をもって賛成となりました。ということで、報告をさせていただきます。

以上をもちまして、平成27年度各会計の決算認定議案に関する審査を終了いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 異議なしと認めます。よって、本決算審査特別委員会は本日をもって終了し、閉会といたします。長時間、御協力いただきましてまことにありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長